

特集

じゅもく

さいしゅけん



樹木採取権制度が 動き出しました

はじめに

樹木採取権制度は、
国有林野の一定の区域(樹木採取区)に生育する樹木を、
一定期間・安定的に採取できる新たな仕組みです。
今般、全国6か所で樹木採取権者が決定し、
いよいよ制度が動きはじめます。

1 樹木採取権制度について

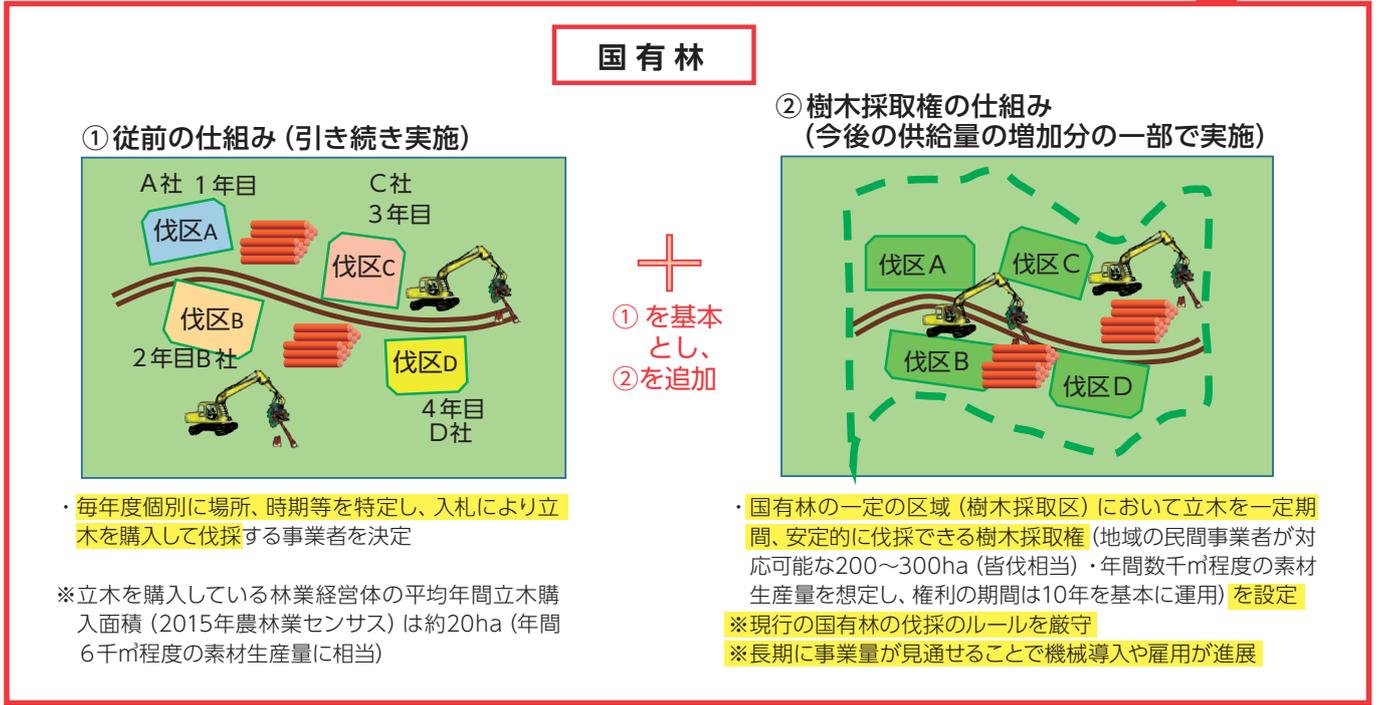
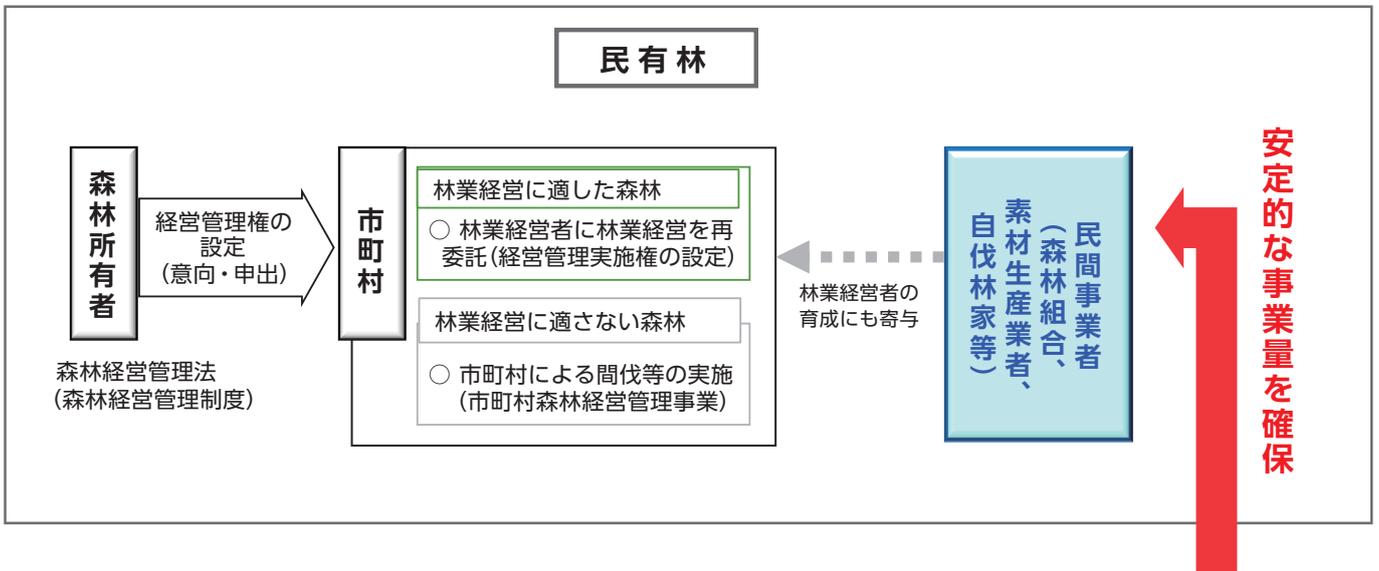
効率的かつ安定的な林業経営体の育成を図るためには、安定的な事業量を確保することが必要です。このためには、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるような措置を講じることが有効です。

このため、令和2年4月に施行された「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」では、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札（立木の公売）に加え、一定の区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間、安定的に樹木を採取できる「樹木採取権制度」が創設されました。

制度の特徴

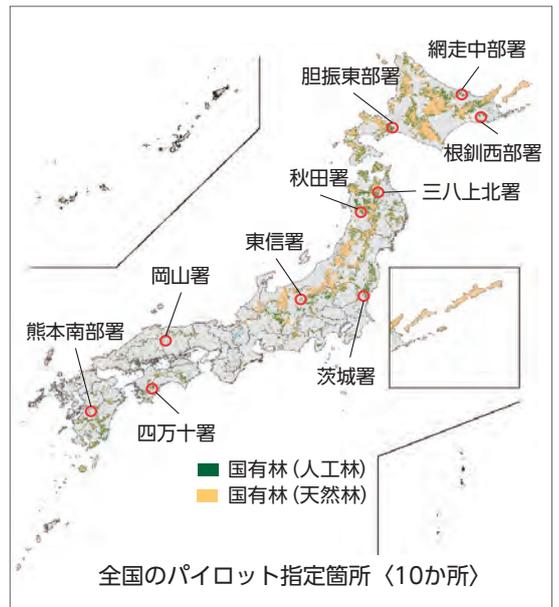
樹木採取権は、国有林野の一定の区域（樹木採取区）に生育する国の所有に属する樹木を伐採し、取得することにより、自己の所有に移す権利です。権利設定に対する義務として、樹木採取権者には、権利設定料の納付や事業の開始、国との実施契約等の締結や保護義務等が課せられることとなります。

また、国有林から採取された樹木を安定的に供給できるよう権利設定の要件として、樹木採取権者と、採取した樹木を原木として利用する製材工場等（木材利用事業者）、製材品等を利用するプレカット工場や建築事業者等（木材製品利用事業者）





新見樹木採取区 (近畿中国局、岡山署)



全国のパイロット指定箇所 <10か所>

が連携することを求めています。

更に、樹木を採取した跡地については、確実に植栽を実施することとしており、国と樹木採取権者が植栽の請負契約を締結する等により、伐採から植栽までを一貫して行うことで、低コスト化することとしています。

2 樹木採取区の指定

昨年7月から10月にかけて、各森林管理局において、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツなど的人工林を対象に、年間の採取面積を20ha程度、10年間の期間全体で200〜300ha (皆伐相当)の面積となる樹木採取区を指定しました。

指定箇所は、北海道局管内で3か所(胆振東部署、網走中部署、根釧西部署)、東北局管内で2か所(秋田署、三八上北署)、関東局(茨城署)、中部局(東信署)、近畿中国局(岡山署)、四国局(四万十署)、九州局(熊本南部署)の各局管内で1か所、全国で10か所となります。

3 樹木採取権者を決定

指定した樹木採取区を公示した後、樹木採取権者の公募を行い、応募者の計画等申請書類の審査等を経て、本年2月、東北局秋田署の樹木採取区について秋田県素材生産流通協同組合を制度第1号となる樹木採取権者に決定しました。3月には東北局三八上北署で青森県森林組合連合会、関東

局茨城署で大北産業株式会社、近畿中国局岡山署で株式会社戸川木材、四国局四万十署で西垣林業株式会社、九州局熊本南部署で株式会社南栄を、それぞれ樹木採取権者に決定し、全部で6つの権利設定を行いました。

3月30日には岡山県新見市にある近畿中国局森林技術・支援センターで、樹木採取権実施契約締結式が行われ、出席した株式会社戸川木材の戸川睦徳代表取締役は、「長期・安定的に事業が確保できる点が魅力。将来性のある企業と取引が出来ることで、より一層の経営規模拡大に持って行きたい」と話しています。



戸川木材戸川代表取締役(左)、近畿中国森林管理局柏原局長(右)

4 川中・川下との連携による新たな木材需要開拓

樹木採取権者は、川中・川下事業者と連携協定を結ぶ中で、新たな木材需要の開拓にも取り組むこととしています。

例えば、先述の戸川木材（岡山）では、原木の供給先となる連携事業者が、ヒノキの構造用集成材を製造し、欧州アカマツ集成材に代替して利用するほか、新たに稼働するバイオマス発電所の燃料材やスギの梱包用材として活用していくことを計画しています。この他の樹木採取権者でも、スギ2×4用材や、非住宅向けのBPP材（接着重ね材）を製造するなど関係者が創意工夫しながら新たな需要先の開拓に取り組んでいます。

5 今後の見通し

現在、樹木採取権者は、今年度の採取箇所等について森林管理局と調整を進めており、早いものでは夏から採取が開始される見込みです。

林野庁では、樹木採取権制度を活用し、効率的かつ安定的な林業経営体の育成が実現できるよう、樹木採取権者をはじめ関係者の声に耳を傾けながら、適切に制度を運用してまいります。

6 リンク

■ 林野庁 樹木採取権制度のページ
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyukun.html



新見樹木採取区で川中・川下事業者との連携事例

新見樹木採取区

面積 251ha
 権利設定期間 9年
 年間供給見込 4千m³



権利設定

樹木採取権者 (株)戸川木材

素材生産量
 現状 R7計画
 4万m³ → 4.6万m³

樹木採取権の設定を踏まえ、民有林も含めて生産量の増加を計画するなど経営規模を拡大

採取した木材を元に、川中、川下と新たに協定を結び、付加価値の高いサプライチェーンを構築

(素材(丸太)流通)

A社 〔県外〕

素材(丸太)流通
 (与信、数量管理含む)



【木材利用】

B社 〔県内〕

ヒノキの構造用集成材製造、プレカット
 +約2万m³
 (現状 5~10万m³)



【木材製品利用】

C社 〔県外〕

外材製品から転換
 (国産材比率向上)
再造林が担保されていることを評価



自社でチップ化



素材(丸太)

素材(丸太)

木材製品

チップ

E社 〔県内〕

バイオマス発電
 R6年度稼働予定

協定



素材(丸太)

D社 〔県外〕

スギの梱包用材(パレット用材)の製造
 +約3万m³
 (現状 10万m³以上)

協定外

パレット業者 〔県内・県外〕

梱包用木製パレット
 製造・販売